

学校職員の懲戒処分について（令和4年8月教育委員会定例会）（議案第15号関係）

No.	1
処分年月日	令和4年8月22日
処分の種類	停職2月
処分の理由	<p>児童に対する不適切な言動</p> <p>（事件・事故の概要） 被処分者は、令和元年度及び令和3年度において、担任をしていた1年生児童に対して、下記のような不適切な言動を計12件行った。</p> <p>（1）平成31年4月から7月までの間、授業中に、児童に対して、「暴れたり騒いだりする子たちがいるところに行きますか」と発言した。</p> <p>（2）令和3年6月頃から12月までの間、授業中に、5～6名の男子児童に対して、腕、手首、衣服などを掴む、又は首や肩を押すなどして、教室の外に出し、当該児童を放置する行為を十数回行った。</p> <p>（3）令和3年8月から12月までの間、授業中に、男子児童に対して、「大勢じゃなくて人数の少ない学級もあるので、そういう学級に行きますか」などと発言した。</p> <p>（4）令和3年7月又は8月頃、近くの児童の腕に鉛筆を刺した男子児童に対する指導中、「〇〇さんにもやってやるからな。〇〇さんの体にもブスッと」と、当該児童の腕を刺す真似をしながら、脅すような声で発言した。</p> <p>（5）令和3年6月中旬から12月までの間、授業中に、複数の児童に対して、「幼稚園・保育園に行きなさい（戻りなさい）」と十数回発言した。</p>
事件発生年月日	平成31年4月から令和元年7月まで 令和3年4月から12月まで
被処分者の年齢	59歳
被処分者の性別	女性
被処分者の所属	小学校
被処分者の職	教諭
備考	盛岡教育事務所管内 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)

No.	2
処分年月日	令和4年8月22日
処分の種類	戒告
処分の理由	管理監督責任等
	(事件・事故の概要) 被処分者は、上記1の事案に関し、令和元年度及び令和3年度において、校長として部下職員の管理監督等に適切さを欠いた。
事件発生日 年 月 日	平成31年4月から令和元年7月まで 令和3年4月から12月まで
被処分者の 年 齢	60歳
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 所 属	小学校
被処分者の職	教諭
備 考	盛岡教育事務所管内 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)